

## 住専勘定に残存する住専債権の処理

- 整理回収機構住専勘定に残存する債権の一部を整理回収機構内の他勘定（協定後勘定）へ移管
  - 住宅ローン債権等；善良な借り手に配慮する観点から、債務者が外部売却を希望しない場合には整理回収機構が継続保有
  - 暴力団向け反社債権等；悪質な債務者に対して厳正な回収を継続する観点から、整理回収機構が継続保有
- 移管後の債権についても、引き続き、預金保険機構の財産調査権を活用できるようにするための規定を整備
  - ※ 財産調査権は、財産の隠蔽のおそれのある場合等、債務者等の財産の実態解明が特に必要と認められるときに、預金保険機構が立入調査等を行う権限（債務者等が財産調査を妨げた場合には罰則）。
- 移管後の債権の回収から生じる損益は、預金保険機構一般勘定に帰属

